

東海地震への対応マニュアルの要点

(平成23年9月策定)
輪之内町教育委員会・輪之内中学校

状況	学校における児童生徒への対応 など
<p>調査情報(臨時)発表 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報(臨時と定例がある)。信号にたとえると、カラーレベルは青。</p>	<p>①校内での活動中 ・校内に限定し、すべて予定通りに教育活動を継続する。</p> <p>②徒歩あるいは自転車で移動できるなどの学校近隣での活動中(探検、施設訪問 等) ・区切りのよいところで活動を中止し、帰校する。</p> <p>③遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足、社会見学、合宿、修学旅行 など) ・泊を伴うものは、直ちに活動を中止し、帰校する。就寝中もできるだけ速やかに帰校する。 ・泊を伴わないものは、区切りのよいところで活動を中止し、帰校する。</p> <p>④放課後の活動中(部活動、児童会生徒会学級会活動、自由遊び 等) ・直ちに活動を中止し、下校する。</p> <p>⑤学校休業日の活動中(部活動、町行事への参加 等) ・泊を伴うものは、直ちに活動を中止し、帰校する。就寝中もできるだけ速やかに帰校する。 ・泊を伴わないものは、区切りのよいところで活動を中止し、帰校あるいは帰宅する。</p> <p>☆「調査情報」発表後に予定されている校外での活動は、当日も含めて、泊の有無あるいは学校からの遠近あるいは登校日休業日にかかわらず、すべて延期もしくは中止あるいは不参加とする。</p> <p>☆「調査情報」発表後の活動は、校内での普通授業、給食、清掃活動に限定する。(授業参観、研究会なども延期もしくは中止する。放課後の活動も、すべて延期もしくは中止する)。</p> <p>☆今後の地震情報発表時の学校の対応を、保護者に周知徹底する。また、児童生徒の連絡先などを把握する。</p>
<p>注意情報発表 東海地震の前兆現象がある可能性が高まった場合に発表される情報。カラーレベルは黄。</p>	<p>①校内(調査情報発表後、学校の活動は校内に限定してある)の活動中 ・直ちにすべての活動を中止し、ゆとりがあれば下校の準備して、安全な場所に避難して、待機する。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅させる。(中学生は地区担当教員引率のもと、集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>☆「注意情報」発表後は、学校における児童生徒に対するすべての教育活動を中止し、休校とする。</p>
<p>予知情報発表 警戒宣言発令 東海地震が発生するおそれがあると認められに発表される情報。カラーレベルは赤。</p>	<p>☆学校のすべての教育活動は中止し、休校を継続する。 ・保護者に引き渡すことができず、待機を続ける児童があれば、その安全を確保する。</p> <p>☆児童生徒の安否を確認するための準備(電話番号、一時避難先への連絡方法等の確認)をする。 ※学校は、校舎及び体育館等が避難場所に指定されているので、避難場所の運営に協力する。(避難場所の運営に関することは、輪之内町では役場避難所部が担当)</p>
<p>地震発生なしのまま警戒宣言解除</p>	<p>①解除の48時間後を基点として、気象警報解除後の措置に準ずる。(ア 午前6時まで(6時含む)に解除された場合は、平常通り登校する。(通常給食) イ 午前6時から10時まで(10時含む)に解除された場合は、解除後2時間をへてから授業を開始する。(簡易給食) ウ 午前10時から11時まで(11時含む)に解除された場合は、食事を済ませて午後1時30分までに登校する。 エ 午前11時過ぎに解除された場合は、休業とする。)ただし、詳細は学校から連絡するものとする。</p>
<p>地震(震度5弱以上)発生 (段階的に上記の情報が提供されていたとき)</p>	<p>①引き渡せずに在校している児童に対して ・安否やけがなどの状況把握をする。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅させる。 ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>②帰宅している児童生徒に対して ・安否やけがの状況などの情報を、安全を最優先に可能な範囲で収集する。</p> <p>☆地震発生後は、安全が確認されるまで休校を継続する。</p>
<p>地震(震度5弱以上)発生 (突発的に発生したとき)</p>	<p>①校内での活動中 ・避難訓練の要領に従って避難し、待機する。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと、集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検、施設訪問 など)、あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足、社会見学、合宿、修学旅行 など) ・屋内外を問わず、その場所の避難指示に従って避難する。 ・安全に帰校できる場合は直ちに帰校する。 ・安全に帰校できない場合は、避難先で待機し、指示を受ける。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと、集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>③放課後の活動中(部活動、児童会生徒会学級会活動、自由遊び 等) ・避難訓練の要領に従って避難し、待機する。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと、集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>④学校休業日での活動中(部活動、町行事への参加 等) ・屋内外を問わず、その場所の避難指示に従って避難する。 ・安全に帰校できる場合は直ちに帰校する。 ・安全に帰校できない場合は、避難先で待機し、指示を受ける。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと、集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は、そのまま待機を続ける。</p> <p>⑤帰宅している児童生徒に対して ・安否やけがの状況などの情報を、安全を最優先に可能な範囲で収集する。</p> <p>☆地震発生後は、安全が確認されるまで休校とする。</p>

◎休校措置をとって以降の学校の再開について

それぞれの状況下での情報を整理しながら関係者で検討の上、その日時等を、電話、同報無線、家庭訪問等の方法で、保護者及び児童生徒に連絡する。